

花咲スポーツ公園スタルヒン球場管理要綱

令和8年1月改正

旭川市土木部公園みどり課

花咲スポーツ公園スタルヒン球場管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、花咲スポーツ公園スタルヒン球場（以下「球場」という。）の適正な管理運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

2 管理運営に当たっては、旭川市都市公園条例（昭和32年旭川市条例第22号）、同施行規則（昭和33年旭川市規則第9号）、都市公園非公募グループ管理業務仕様書によるものほか、この要綱に定めるものとする。

(球場概要)

第2条 主な施設は、次のとおり。

(1) グラウンド

ア 面積 13, 300m²
イ 内野 黒土 外野 天然芝
ウ 両翼 95m センター 120m

(2) スタンド

ア 内野スタンド

(ア) 収容人員 10, 000人
(イ) 延床面積 6, 429m²
(ウ) 1階/事務室、大会本部室、役員室、会議室、審判室、選手控室（シャワー室）、ダッガーアウト、グラウンドキーパー、ブルペン、医務室、発券所、身障者観覧室、便所、電気設備室、機械設備室、倉庫
(エ) 2階/売店、便所、水飲場、倉庫、バックネット（高さ9.1m、長さ45.5m）

イ 外野スタンド

(ア) 収容人員 15, 000人
(イ) 面積 5, 300m²（芝生スタンド）

(3) バックスクリーン

ア 鉄筋コンクリート造（高さ 12.0m、長さ 23.5m）
イ スコアボード

(4) ナイター設備

ア 数量 6基
イ 高さ 4.2m
ウ 照度 内野平均照度2,000ルクス、外野平均照度1,500ルクス

(開場期間及び時間)

第3条 野球場の開場期間及び時間は、4月20日から10月20日までの、午前6時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休場日)

第4条 球場は休場日を設けないものとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、休場することができる。

(業務内容)

第5条 業務内容は、都市公園非公募グループ管理業務仕様書によるほか、次のとおりとする。

- (1) 施設利用の受付、相談及び利用方法のアドバイスに関すること。
- (2) 行事開催に関すること。
- (3) グラウンド管理。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(人員の配置)

第6条 管理者は、第5条の業務が円滑に進められるように、必要な人員を配置するものとする。

(利用形態)

第7条 球場の使用に当たっては、スタルヒン球場の使用承認基準によるものとする。

(利用受付及び調整)

第8条 管理者は、野球場を利用しようとする者に対し、利用申請を行なわせなければならない。

利用に関しては、あらかじめ利用計画書の提出を受け付け「スタルヒン球場使用承認基準」に基づき調整を図るとともに、専用利用する施設名及び日時を場外掲示板、旭川市公共施設予約サービス、指定管理者のホームページ等により周知する措置を講ずるものとする。

(使用料)

第9条 施設の使用料は、旭川市都市公園条例第18条第4項に基づき徴収するものとする。ただし、花咲スポーツ公園施設の備考欄に掲げるシャワー及び暖房装置等を使用した場合は、その実費を徴収する。

(利用者等への厳守事項)

第10条 施設利用者等に対し、次の各号に掲げる事項を厳守させなければならない。

- (1) 危険物及びペット類を持ち込ませないこと。
- (2) 建物及び備品等を破損又は滅失させないこと。
- (3) 運動に適した服装で運動を行わせること。
- (4) 定められた場所以外で飲食及び喫煙させないこと。
- (5) 食物等の持ち込みによるゴミは、持ち帰らせること。
- (6) 定められた場所以外に立ち入らせないこと。
- (7) 利用時間を守らせること。
- (8) 係員の指示に従わせること。

(その他)

第11条 その他必要な事項については、旭川市と指定管理者で協議を行いその都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月15日から施行する。

花咲スポーツ公園スタルヒン球場使用承認基準

優先順位 (使用承認基準)		
1	大会使用 (硬式・軟式野球) 及び合宿誘致事業 に起因する使用	① プロ野球公式戦 ② 全国大会及びこれに連動する大会 ③ 全道大会及びこれに連動する大会 ④ 旭川市が主催する大会及びスポーツ団体（連盟、協会等）が主催する定期的な大会 ⑤ 旭川市または旭川市が構成員として係わる実行委員会等の組織が誘致する硬式野球チーム（団体）の合宿による使用 ⑥ スポーツ団体が主催する大会 ⑦ 上記以外の使用で参加者が全道及びこれに準ずる地域が対象であるもの ※ 上記のそれぞれの順位の中で硬式野球は軟式野球より優先する。
2	大会以外の使用 硬式野球	⑧ 3チーム以上での使用
3	大会以外の使用 (一般開放)	⑨ 硬式・軟式野球の試合形式（同一チーム同士等の練習試合でも可）
4	目的外使用	⑩ 球場（主にプレイグラウンド）の維持に支障を及ぼさない行事等の使用

※ 優先順位 2 以降は、球場の維持に支障を及ぼさない範囲で使用を認める。

※ 練習のみの使用は認めない。ただし、使用承諾を受けたものに係る事前の練習使用は認める。

花咲スポーツ公園軟式野球場管理要綱

令和8年1月改正

旭川市土木部公園みどり課

花咲スポーツ公園軟式野球場管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、花咲スポーツ公園軟式野球場（以下「野球場」という。）の適正な管理運営を図るため必要な事項を定めるものとする。

2 管理運営に当たっては、旭川市都市公園条例（昭和32年旭川市条例第22号）、同施行規則（昭和33年旭川市規則第9号）、都市公園非公募グループ管理業務仕様書によるものほか、この要綱に定めるものとする。

(野球場概要)

第2条 主な施設は、次のとおり。

(1) グラウンド 2面

- ア 内野クレー舗装 5, 780 m²、外野芝生舗装 11, 342 m²
- イ バックネット 2箇所
- ウ プレイヤーズベンチ 4箇所
- エ ナイター 1面

(2) 水飲み場 2箇所、便所 1棟

(開場期間及び時間)

第3条 野球場の開場期間及び時間は、4月20日から10月20日までの午前5時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休場日)

第4条 野球場は休場日を設けないものとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、休場することができる。

(業務内容)

第5条 業務内容は、都市公園非公募グループ管理業務仕様書によるほか、次のとおりとする。

- (1) 施設利用の受付、相談及び利用方法のアドバイスに関すること。
- (2) 行事開催に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(人員の配置)

第6条 管理者は、第5条の業務が円滑に進められるように、必要な人員を配置するものとする。

(利用形態)

第7条 野球場の使用に当たっては専ら専用使用のみを認めるものとする。

(利用受付及び調整)

第8条 管理者は、野球場を利用しようとする者に対し、利用申請を行わせなければならない。

利用申込みの受付は、随時指定管理者の事務所で利用申請書の提出を受け付け、若しくは、旭川市公共施設予約サービスにおいてオンライン仮予約を行った後、指定管理者の事務所で利用申請書の提出を受け付けるものとする。

2 毎年行われる大会等の専用利用に関しては、あらかじめ利用計画書の提出を受け付け、施設名及び日時を旭川市公共施設予約サービス、指定管理者のホームページ等により周知する措置を講ずるものとする。

3 夜間照明の使用に関しては、あらかじめ使用の申込みを受け付け、使用者に使用承認書、カギ及びコインを発行し利用方法を周知する。

4 大会以外の専用利用については、原則1か月につき、3回までとする。

(使用料)

第9条 施設の使用料は、旭川市都市公園条例第18条第4項に基づき徴収するものとする。

(利用者等への厳守事項)

第10条 施設利用者等に対し、次の各号に掲げる事項を厳守させなければならない。

- (1) 危険物及びペット類を持ち込ませないこと。
- (2) 建物及び備品等を破損又は滅失させないこと。
- (3) 運動に適した服装で運動を行わせること。
- (4) 定められた場所以外で飲食及び喫煙させないこと。
- (5) 食物等の持ち込みによるゴミは持ち帰らせること。
- (6) 定められた場所以外に立ち入らせないこと。
- (7) 利用時間を守らせること。
- (8) 係員の指示に従わせること。

(その他)

第11条 その他必要な事項については、旭川市と指定管理者で協議を行いその都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月15日から施行する。

花咲スポーツ公園軟式野球場夜間照明施設使用要領

令和8年1月改正

旭川市土木部公園みどり課

花咲スポーツ公園軟式野球場夜間照明施設使用要領

1 開設期間 4月20日から10月20日まで

2 開設時間 午前5時から午後9時まで

3 使用料 2,160円／1時間（1面）

※ 使用料は使用承認書及びコイン、カギを受け取るときに納めて下さい。

4 使用申込みについて

（1）使用申込み受付は、使用日の1か月前からとします。

（2）夜間照明施設の使用は1か月につき3回までとします。

5 使用料の返還

次の各号に該当する場合は、使用料を返還します。

（1）市長が旭川市都市公園条例第15条第2項の規定によって同条第1項に規定する処分をし、または同条第2項に規定する必要な措置を命じた場合。

（2）天災その他使用者の責によらない理由で使用できなくなった場合。（雨天及び器具の故障など。）

（3）使用者が使用開始日の5日前までに許可の取り消し又は変更を申し出た場合。

※ 但し、使用者の都合により使用不能となった場合は返還しません。

6 その他

施設利用の際はお互いにルールを守り次のこと留意してください。

（1）紙くず、ゴミ等は持ち帰ること。

（2）使用後は、所定の方法で整備すること。

（3）夜間照明施設の利用方法は、別紙のとおりですので間違いないよう取り扱って下さい。

別紙1

花咲スポーツ公園軟式野球場夜間照明施設の利用法について

夜間照明施設の利用法については、コイン式ですから、次のことに注意してください。

1 使用開始について

(1) とびらを開ける方法

管理者から渡されたカギにより「使用者用のカギ」のキャップを左上方に押し上げて差し込んだカギを右方向に回して手前にとびらを引けば、開けられます。

(2) コインの投入

「途中消灯スイッチ」を「点灯」の位置にあるかを確認してから、専用コインを「コイン投入口」へ投入してください。(コインは、1枚あたり60分点灯します。)

2 使用終了について

競技が予定より早く終了した場合には、再度とびらをカギで開けて「途中消灯スイッチ」を手動で「消灯」にすることが出来ますので、必ず消灯して下さい。(省エネルギーにご協力願います。)

3 とびら関係の確認

競技が終了して帰られる場合は、「とびらの施錠をしたか」、「使用者用カギキャップをきちんとかぶせたか」を確認してください。

4 カギの返却

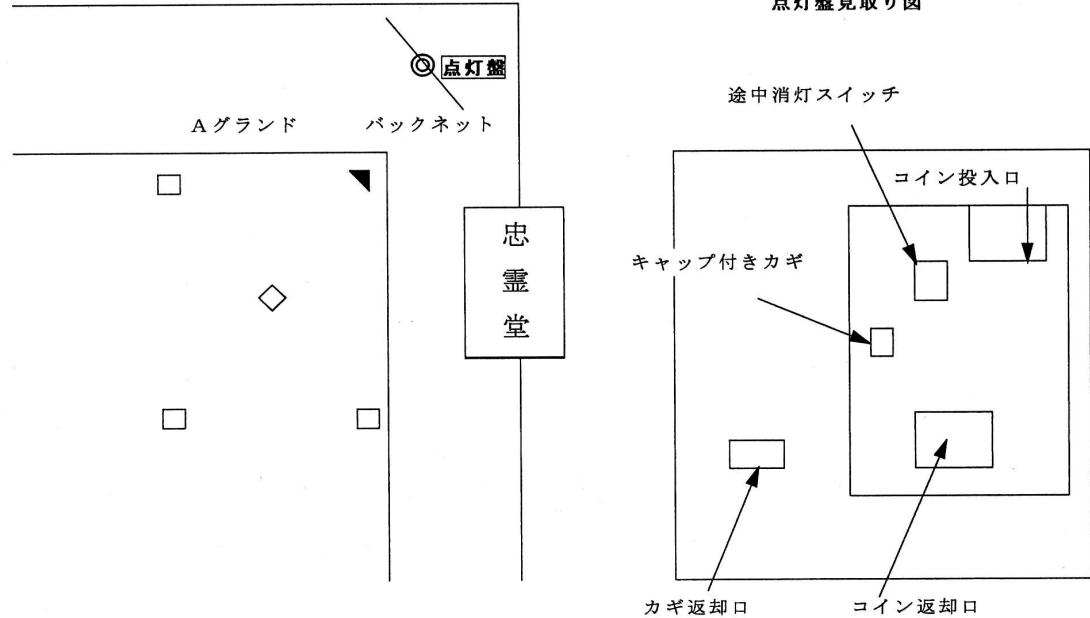
点灯盤の左下側に位置する「カギ返却口」のキャップを左上方に押し上げて、カギを返却してキャップをきちんとかぶせてください。

5 その他

(1) 未使用のコインは、「返却口」に投入してください。

(2) 試合中にて、器具等の故障により消灯した場合は、修理時間の関係から、試合の続行が不可能となりますので、あらかじめご了承下さい。また、故障のときは翌日、ご連絡をお願いします。

点灯盤見取り図



花咲スポーツ公園陸上競技場管理要綱

令和8年1月改正

旭川市土木部公園みどり課

花咲スポーツ公園陸上競技場管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、花咲スポーツ公園陸上競技場（以下「競技場」という。）の適正な管理運営を図るため必要な事項を定めるものとする。

2 管理運営に当たっては、旭川市都市公園条例（昭和32年旭川市条例第22号）、同施行規則（昭和33年旭川市規則第9号）、都市公園非公募グループ管理業務仕様書によるものほか、この要綱に定めるものとする。ただし、開場期間及び時間については本要綱を優先する。

(競技場概要)

第2条 主な施設は、次のとおり。

(1) 面積 34,000m² 日本陸上競技連盟第2種公認競技場

(2) トラックフィールド

ア 400mトラック走路は直線9コース、曲線8コース、メインストレート直線11.25m
イ 走路・助走路とも全天候型舗装3,000m障害を設置

ウ インフィールドは砲丸、槍投げ、走り高跳び、円盤、ハンマー投げ、サッカー競技を設置
エ アウトフィールドは走り幅跳び、三段跳び、棒高跳びを設置、助走路は全天候型舗装

(3) メインスタンド

ア 鉄筋コンクリート造

イ スタンド面積855m²

ウ 事務所、会議室、役員室、記録室、器具室、更衣室、シャワー室、予備室、便所、身障者用便所

(4) 放送室

ア 鉄筋コンクリート造

イ 床面積 28m²

(5) 収容人員

ア メインスタンド 1,500人

イ 芝生スタンド 15,000人

(開場期間及び時間)

第3条 競技場の専用使用に係る開場期間及び時間は、4月20日から10月20日までの午前6時から午後8時までとする。

個人使用に係る開場期間及び時間は、

4月20日から4月30日までは午前9時から午後5時

5月1日から8月31日までは午前9時から午後8時（ただし、日曜日は午前9時から午後5時）

9月1日から9月30日までは午前9時から午後7時（ただし、日曜日は午前9時から午後5時）

10月1日から10月20日までは、午前9時から午後5時までとする。

また、市長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休場日)

第4条 競技場は休場日を設けないものとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、休場することができる。

(業務内容)

第5条 業務内容は、都市公園非公募グループ管理業務仕様書によるほか、次のとおりとする。

- (1) 施設利用の受付、相談及び利用方法のアドバイスに関すること。
- (2) 行事開催に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(人員の配置)

第6条 管理者は、第5条の業務が円滑に進められるように、必要な人員を配置するものとする。

(利用形態)

第7条 競技場の使用に当たっては個人使用を主体とし、専用使用に関しては個人使用に支障がない範囲で認めるものとする。

(利用受付及び調整)

第8条 管理者は、競技場を利用しようとする者に対し、利用申請を行わせなければならない。

- 2 個人利用に関しては、随時、事務所にて、使用者区分の申し出を受け付け、日券の場合は使用料徴収後、使用券を発行し、回数券の場合は回数券の受渡を行い、定期券の場合は定期券の確認を行う。
- 3 専用利用に関しては、あらかじめ利用計画書の提出を受け付け、個人利用に支障とならないよう調整を図るとともに、専用利用する施設名及び日時を事務所内掲示板、旭川市公共施設予約サービス、指定管理者のホームページ等により周知する措置を講ずるものとする。
- 4 シャワー施設及び用器具等の利用に関しても、利用申請を行わせること。

(使用料)

第9条 施設の使用料は、旭川市都市公園条例第18条第4項に基づき徴収するものとする。ただし、花咲スポーツ公園施設の備考欄に掲げるシャワーを使用した場合は、その実費を徴収する。

(利用者等への厳守事項)

第10条 施設利用者等に対し、次の各号に掲げる事項を厳守させなければならない。

- (1) トランク等は全天候型のウレタン舗装であることから、可能な限りスパイク靴（9mm以下のビン）を使用させること。（ウレタン舗装の上は9mm以上のスパイク靴で上がらせないこと）
- (2) 練習等で使用する場合は、日時により使用場所を指定し、その指示に従わせること。
- (3) 用器具等を貸与した場合、使用後清掃し、所定の場所に返却させること。
- (4) ウォーミングアップ等は、基本的にトランクの外側を使用させること。
- (5) 投てき競技を練習する場合は必ず指導者を引率させ、安全を確認した上で行わせること。ただし、ハンマー競技は練習でも使用させないこと。

- (6) 危険物及びペット類を持ち込ませないこと。
- (7) 建物及び備品等を破損又は滅失させないこと。
- (8) 運動に適した服装で運動を行わせること。
- (9) 定められた場所以外で飲食及び喫煙させないこと。
- (10) 食物等の持ち込みによるゴミは持ち帰らせること。
- (11) 定められた場所以外に立ち入らせないこと。
- (12) 利用時間を守らせること。
- (13) 係員の指示に従わせること。

(その他)

第11条 その他必要な事項については、旭川市と指定管理者で協議を行いその都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月15日から施行する。

花咲スポーツ公園球技場管理要綱

令和8年1月改正

旭川市土木部公園みどり課

花咲スポーツ公園球技場管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、花咲スポーツ公園球技場（以下「球技場」という。）の適正な管理運営を図るため必要な事項を定めるものとする。

2 管理運営に当たっては、旭川市都市公園条例（昭和32年旭川市条例第22号）、同施行規則（昭和33年旭川市規則第9号）、都市公園非公募グループ管理業務仕様書によるものほか、この要綱に定めるものとする。

(球技場概要)

第2条 主な施設は、次のとおり。

(1) グラウンド 14, 935 m² クレー舗装

(2) 管理棟

ア 鉄筋コンクリート造2階建一部平屋建

イ 延面積 315.30 m²

ウ 事務室、選手控室、役員記録室、放送室、湯沸室、便所、水飲場、選手更衣室、会議室

(3) 倉庫 鉄骨造平屋建 50.00 m²

(4) 器具庫 鉄骨造プレハブ平屋建 24.63 m²

(5) スコアボード 鉄骨造W9.0 m×H2.8 m

(6) 旗掲揚柱 H1.9 m×3本

(7) 夜間照明 6基

(開場期間及び時間)

第3条 球技場の開場期間及び時間は、4月20日から10月20日までの午前6時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要を認めたときは、これを変更することができる。

(休場日)

第4条 球技場は休場日を設けないものとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、休場することができる。

(業務内容)

第5条 業務内容は、都市公園非公募グループ管理業務仕様書によるほか、次のとおりとする。

(1) 施設利用の受付、相談及び利用方法のアドバイスに関すること。

(2) 行事開催に関すること。

(3) その他必要な事項に関すること。

(人員の配置)

第6条 管理者は、第5条の業務が円滑に進められるように、必要な人員を配置するものとする。

(利用形態)

第7条 球技場の使用に当たっては専ら専用使用のみを認めるものとする。

(利用受付及び調整)

第8条 管理者は、球技場を利用しようとする者に対し、利用申請を行わせなければならない。

利用申込みの受付に関しては、隨時指定管理者の事務所で備付けの利用申請書に記入してもらい、受け付けるものとする。

2 每年行われる大会等の専用利用に関しては、あらかじめ利用計画書の提出を受け付け、施設名及び日時を管理棟内掲示板、旭川市公共施設予約サービス、指定管理者のホームページ等により周知する措置を講ずるものとする。

3 大会以外の専用利用については、原則1か月につき、3回までとする。

(使用料)

第9条 施設の使用料は、旭川市都市公園条例第18条第4項に基づき徴収するものとする。

(利用者等への厳守事項)

第10条 施設利用者等に対し、次の各号に掲げる事項を厳守させなければならない。

- (1) 危険物及びペット類を持ち込ませないこと。
- (2) 建物及び備品等を破損又は滅失させないこと。
- (3) 運動に適した服装で運動を行わせること。
- (4) 定められた場所以外で飲食及び喫煙させないこと。
- (5) 食物等の持ち込みによるゴミは持ち帰らせること。
- (6) 定められた場所以外に立ち入らせないこと。
- (7) 利用時間を守らせること。
- (8) 係員の指示に従わせること。

(その他)

第11条 その他必要な事項については、旭川市と指定管理者で協議を行いその都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月15日から施行する。

花咲スポーツ公園テニスコート（硬式・軟式）管理要綱

令和8年1月改正

旭川市土木部公園みどり課

花咲スポーツ公園テニスコート（硬式・軟式）管理要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、花咲スポーツ公園テニスコート（以下「コート」という。）の適正な管理運営を図るため必要な事項を定めるものとする。

2 管理運営に当たっては、旭川市都市公園条例（昭和32年旭川市条例第22号）、同施行規則（昭和33年旭川市規則第9号）、都市公園非公募グループ管理業務仕様書によるものほか、この要綱に定めるものとする。

（コート概要）

第2条 主な施設は、次のとおり。

（1）テニスコート

- ア 硬式コート 8面 全天候型（砂入り人工芝）
- イ 軟式コート 10面 全天候型（砂入り人工芝）

（2）スタンド

- ア 硬式（固定 690席、芝生1, 400人）
- イ 軟式（固定1, 520席、芝生2, 600人）

（3）管理棟

- ア 木造一部2階建
- イ 延面積 440m²
- ウ 記録室、放送室、更衣室、シャワー室、事務室、電気・機械設備室

（開場期間及び時間）

第3条 コートの開場期間及び時間は、4月20日から10月20日までの午前5時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

※ 令和8年度中にコートの開場時間を午前5時からに変更することを予定している。

（休場日）

第4条 コートは休場日を設けないものとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、休場することができる。

（業務内容）

第5条 業務内容は、都市公園非公募グループ管理業務仕様書によるほか、次のとおりとする。

- （1）施設利用の受付、相談及び利用方法のアドバイスに関すること。
- （2）行事開催に関すること。
- （3）その他必要な事項に関すること。

（人員の配置）

第6条 管理者は、第5条の業務が円滑に進められるように、必要な人員を配置するものとする。

(利用形態)

第7条 コートの使用に当たっては個人使用を主体とし、専用使用に関しては個人使用に支障がない範囲で認めるものとする。

(利用受付及び調整)

第8条 管理者は、コートを利用しようとする者に対し、利用申請を行わせなければならない。

- 2 個人利用に関しては、随時、管理棟にて使用面数、使用人数、使用者区分の申出を受け付け、使用料徴収後、使用コート番号及び使用終了時間を記載した使用券を発行する。
- 3 専用利用に関しては、あらかじめ利用計画書の提出を受け付け、個人利用に支障とならないよう調整を図るとともに、専用利用する施設名及び日時を管理棟内掲示板、旭川市公共施設予約サービス、指定管理者のホームページ等により周知する措置を講ずるものとする。

(使用料)

第9条 施設の使用料は、旭川市都市公園条例第18条第4項に基づき徴収するものとする。

- 2 専用使用に関しては、1面1時間当たり使用料に使用面数及び使用時間を乗じた使用料を徴収する。
- 3 夜間照明の利用については、スポットライトの使用料を適用する。
- 4 夜間照明（スポットライト）は、使用時間が使用日の日没時刻を超える時間帯となる場合、使用料を徴収するものとする。ただし、利用者が日没後の使用を打ち切り、夜間照明（スポットライト）を使用しない場合等はこの限りではない。
- 5 花咲スポーツ公園施設の備考欄に掲げるシャワーを使用した場合は、その実費を徴収する。

(利用者等への厳守事項)

第10条 施設利用者等に対し、次の各号に掲げる事項を厳守させなければならない。

- (1) 危険物及びペット類を持ち込ませないこと。
- (2) 建物及び備品等を破損又は滅失させないこと。
- (3) 運動に適した服装で運動を行わせること。
- (4) 定められた場所以外で飲食及び喫煙させないこと。
- (5) 食物等の持ち込みによるゴミは持ち帰らせること。
- (6) 定められた場所以外に立ち入らせないこと。
- (7) 利用時間を守らせること。
- (8) 係員の指示に従わせること。

(その他)

第11条 その他必要な事項については、旭川市と指定管理者で協議を行いその都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月15日から施行する。

花咲スポーツ公園和・洋弓場管理要綱

令和8年1月改正

旭川市土木部公園みどり課

花咲スポーツ公園和・洋弓場管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、花咲スポーツ公園和・洋弓場（以下「弓場」という。）の適正な管理運営を図るため必要な事項を定めるものとする。

2 管理運営に当たっては、旭川市都市公園条例（昭和32年旭川市条例第22号）、同施行規則（昭和33年旭川市規則第9号）、都市公園非公募グループ管理業務仕様書によるものほか、この要綱に定めるものとする。

(弓場概要)

第2条 主な施設は、次のとおり。

(1) 和弓的場

ア 鉄骨造平家建 105.3m²
イ 12人射手用（近的）、距離25m

(2) 洋弓的場

ア 的場兼倉庫 178m²
イ 標的数 10的
ウ 射距離 30・50・60・70・90m競技用

(3) 射場管理棟

ア 鉄骨造2階建 延面積323.4m²
イ 事務室、控室、更衣室、練習場、便所

(開場期間及び時間)

第3条 弓場の開場期間及び時間は次のとおりとする、ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

- (1) 和弓場の開場期間及び時間は、1月5日から12月29日までの午前6時から午後9時までとする。
- (2) 洋弓場の開場期間及び時間は、4月20日から10月20日までの午前6時から午後9時までとする。

(休場日)

第4条 和・洋弓場は休場日を設けないものとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、休場することができる。

(業務内容)

第5条 業務内容は、都市公園非公募グループ管理業務仕様書によるほか、次のとおりとする。

- (1) 施設利用の受付、相談及び利用方法のアドバイスに関する事。
- (2) 行事開催に関する事。
- (3) その他必要な事項に関する事。

(人員の配置)

第6条 管理者は、第5条の業務が円滑に進められるように、必要な人員を配置するものとする。

(利用形態)

第7条 弓場の使用に当たっては個人使用を主体とし、専用使用に関しては個人使用に支障がない範囲で認めるものとする。

(利用受付及び調整)

第8条 管理者は、弓場を利用しようとする者に対し、利用申請を行わせなければならない。

- 2 個人利用に関しては、随時、管理棟にて備付けの利用申請書への記入を受け付けるものとする。
- 3 専用利用に関しては、あらかじめ利用計画書の提出を受け付け、個人利用に支障とならないよう調整を図るとともに、専用利用する施設名及び日時を管理棟内掲示板、旭川市公共施設予約サービス、指定管理者のホームページ等により周知する措置を講ずるものとする。

(使用料)

第9条 施設の使用料は、旭川市都市公園条例第18条第4項に基づき徴収するものとする。

(利用者等への厳守事項)

第10条 施設利用者等に対し、次の各号に掲げる事項を厳守させなければならない。

- (1) 危険物及びペット類を持ち込ませないこと。
- (2) 建物及び備品等を破損又は滅失させないこと。
- (3) 運動に適した服装で運動を行わせること。
- (4) 定められた場所以外で飲食及び喫煙させないこと。
- (5) 食物等の持ち込みによるごみは、持ち帰らせること。
- (6) 定められた場所以外に立ち入らせないこと。
- (7) 利用時間を守らせること。
- (8) 係員の指示に従わせること。

(その他)

第11条 その他必要な事項については、旭川市と指定管理者で協議を行いその都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月15日から施行する。

公園施設プール管理要綱

令和8年1月改正

旭川市土木部公園みどり課

公園施設プール管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公園施設プール（以下「プール」という。）の適正な管理運営を図るため必要な事項を定めるものとする。

2 管理運営に当たっては、旭川市都市公園条例（昭和32年旭川市条例第22号）、同施行規則（昭和33年旭川市規則第9号）、旭川市遊泳用プールに関する衛生指導要綱、旭川市遊泳用プールに関する衛生指導要領、都市公園非公募グループ管理業務仕様書及び都市公園Cグループ管理業務仕様書によるもののほか、この要綱に定めるものとする。ただし、開設期間及び時間については本要綱を優先する。

(プール概要)

第2条 主な施設は、次のとおり。

(1) 花咲スポーツ公園プール

敷地面積 2, 440 m²

	区分	材質	規模
屋外プール（循環ろ過式）	幼児用	アルミ合金製	333 m ² （変形）、水深0.3～0.45m
	25m		25×15m 7コース 水深1.0～1.2m
	50m		50×21m 7コース 水深1.2～1.6m
主な施設	管理棟（360 m ² ）、木造平屋（137 m ² ）、管理事務所、更衣室、シャワー室、温水シャワー、トイレ、機械室		

(2) 常磐公園プール

敷地面積 1, 601 m²

	区分	材質	規模
屋内プール（循環ろ過式）	幼児用	ステンレス製	126 m ² （変形）、水深0.3～0.45m
	25m		25×15m 7コース 水深1.0～1.2m
主な施設	管理棟（454.8 m ² ）、更衣室、シャワー室、温水シャワー、トイレ、機械室		

(3) 新富公園プール

敷地面積 875.4 m²

	区分	材質	規模
屋内プール（循環ろ過式）	25m (一部 幼児用)	アルミ製	25×16m 6コース 水深1.0～1.2m 一部幼児用 75 m ² 水深0.3～0.45m
主な施設			

(4) 千代の山公園プール

敷地面積 1, 281. 5 m²

	区分	材質	規模
屋内プール（循環ろ過式	25m (一部 幼児用)	アルミ製	25×16m 6コース 水深1.0～1.2m 一部幼児用 75m ² 水深0.3～0.45m
主な施設			

(開設期間及び時間)

第3条 プールの開設期間及び時間は、下記のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

	開設期間	開設時間
(1) 花咲スポーツ公園プール	7月1日から 8月31日まで	午前10時から 午後5時まで
(2) 常磐公園プール	6月15日から 9月15日まで	午前10時から 午後8時まで
(3) 新富公園プール	6月15日から	午前10時から
(4) 千代の山公園プール	9月15日まで	午後7時まで

(休業日)

第4条 プールは休業日を設けないものとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、休業することができる。

(管理運営)

第5条 プールの管理運営は、指定管理者（以下「管理者」という。）が行うものとする。

(業務内容)

第6条 業務内容は、都市公園非公募グループ管理業務仕様書及び都市公園Cグループ管理業務仕様書によるほか、次のとおりとする。

(1) 施設利用の受付、相談及び利用方法のアドバイスに関すること。

(2) 行事開催に関すること。

(3) プールの衛生管理に関すること。

プールの衛生管理に関しては、旭川市遊泳用プールに関する衛生指導要綱、旭川市遊泳用プールに関する衛生指導要領、及び水質検査仕様書を基本に業務を行うこと。

ア 施設清掃管理

(ア) プール表面の浮遊物、底、側面の汚れや水もの発生、異物（ビン、ガラス破片、石等）などに注意、除草、雑虫の防除。

- (イ) プール、プールサイド、通路の掃除、物の有無確認、消毒槽、脱衣所、便所等の清掃。
- (ウ) シャワー、洗顔設備などの整備、点検。
- (エ) プールの清掃（本体）は次のとおり。
 - a 循環ろ過式になっているので必要に応じて清掃する。
 - b 常時、周囲境界網及び入り口点検整備。

イ プール水の管理

- (ア) 遊泳用プールの水質基準
 - a 水温は、22度～25度が望ましい。
 - b 外観は、ゴミなどの浮遊物、沈殿物があつてはならない。
 - c PH値（水素イオン濃度）は、5.8～8.0 PHの範囲が望ましい。
 - d 遊離塩素は、プール使用中、常に0.4 PPM～1.0 PPMであること。
 - e KMnO4（過マンガン酸カリウム）の消費量は1.2 PPMを超えてはならない。
 - f 一般細菌数は、検水1CC中200を超えないこと。
 - g 大腸菌群は、検水1CC中*5本について検査した時は、陽性が2本以内でなければならぬ。
 - h 濁度は5度を超えてはならない。
- (イ) プール水の汚染防止
 - a 周辺からの汚水がプール内に流入、浸透しないよう常時点検する。
 - b 利用者が周辺の芝生や土面に足を踏み入れないよう指導する。
 - c 遊泳前後のシャワーの励行、たん、つばの禁上、サンオイルの使用禁止、一般的注意事項を掲示し、適切な指導を行う。
 - d 施設内は常に清潔にし、整理、整頓に努める。
- (ウ) プール水の検水と消毒
 - a 濁度の測定は、原則として濁度計を用いるが、プール底の白線が明確な透明感をもつて見える程度とする。
 - b 注入塩素はプール水に均等に混和されるよう配慮する。
 - c 残留塩素の測定は1時間に1回測定し、濁度とともにその測定値を記録する。
 - d 減菌機消毒薬は、塩素水溶液を使用するとともに補助薬剤を併用する。
 - e プール水が水質基準に達しなかった場合は、一時遊泳を禁止または閉場し、速やかに基準に達するよう努める。

(4) 遊泳の制限

次の者を遊泳させてはならない。

ゾ反陽転後1年以内の者、結核、肝臓炎、心臓病、胃腸病、脚気、貧血症、耳、眼に病気のある者、身体虚弱者、てんかんを起こしやすい者、アレルギー体质の者、筋肉けいれんを起こしやすい者、生理中の者等。

(5) 事故の未然防止

- ア 開設期間中、プールの管理業務担当として職員を配置し、事故の未然防止、安全管理を行うこと。
- イ 事故は予測し得ない時、場所で発生するものであるから、常に不測の事態を想定し、その対策を研究しその処理及び緊急連絡先を確立すること。

- ウ 入場者に対し、準備運動の励行、下半身からの入水、遊泳中の悪ふざけ、おぼれた真似の禁止、日射病の予防等を指導すること。
- エ プール内には、水泳に必要なもの以外は持ち込ませないこと。
- オ 盗難防止のため貴重品は持参しないよう指導し、持参者は事務所内の預かり所へ一時預けるよう指導すること。
- カ 事故防止及びプール水の汚染防止から水泳帽子の着用を徹底させること。

(6) その他必要な事項に関すること。

(人員の配置)

第7条 管理者は、第6条の業務が円滑に進められるように、必要な人員を配置するものとする。

(利用形態)

第8条 プールの使用に当たっては個人使用を主体とし、専用使用に関しては個人使用に支障がない範囲で認めるものとする。

(利用受付及び調整)

第9条 管理者は、プールを利用しようとする者に対し、利用申請を行わせなければならない。

- 2 個人利用に関しては、隨時、管理棟にて、使用者区分の申出を受け付け、日券の場合は使用料徴収後、使用券を発行し、回数券の場合は回数券の受渡を行い、定期券の場合は定期券の確認を行う。
- 3 専用利用に関しては、あらかじめ利用計画書の提出を受け付け、個人利用に支障とならないよう調整を図るとともに、専用利用する施設名及び日時を管理棟内掲示板、旭川市公共施設予約サービス、指定管理者のホームページ等により周知する措置を講ずるものとする。

(使用料)

第10条 施設の使用料は、旭川市都市公園条例第18条第4項に基づき徴収するものとする。

(利用者等への厳守事項)

第11条 施設利用者等に対し、次の各号に掲げる事項を厳守させなければならない。

- (1) 危険物及びペット類を持ち込ませないこと。
- (2) 建物及び備品等を破損又は滅失させないこと。
- (3) 水泳に適した水着で運動を行わせること。
- (4) 定められた場所以外で飲食及び喫煙させないこと。
- (5) 食物等の持ち込みによるごみは、持ち帰らせること。
- (6) 定められた場所以外に立ち入らせないこと。
- (7) 利用時間を守らせること。
- (8) 係員の指示に従わせること。

(その他)

第12条 その他必要な事項については、旭川市と指定管理者で協議を行いその都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月15日から施行する。

花咲スポーツ公園スケート場管理要綱

令和8年1月改正

旭川市土本部公園みどり課

花咲スポーツ公園スケート場管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、花咲スポーツ公園スケート場（以下「スケート場」という。）の適正な管理運営を図るため必要な事項を定めるものとする。

2 管理運営に当たっては、旭川市都市公園条例（昭和32年旭川市条例第22号）、同施行規則（昭和33年旭川市規則第9号）、都市公園非公募グループ管理業務仕様書によるものほか、この要綱に定めるものとする。

(スケート場概要)

第2条 主な施設は、次のとおり。

- (1) スピードリンク 400m、幅13m
- (2) フィギアリンク 44m×10m

(開場期間及び時)

第3条 スケート場の開場期間及び時間は、12月20日から2月末日までの12月31日及び1月1日を除く午前10時から午後8時までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休場日)

第4条 スケート場は休場日を設けないものとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、休場することができる。

(業務内容)

第5条 業務内容は、都市公園非公募グループ管理業務仕様書によるほか、次のとおりとする。

- (1) 施設利用の受付、相談及び利用方法のアドバイスに関する事。
- (2) 行事開催に関する事。
- (3) その他必要な事項に関する事。

(人員の配置)

第6条 管理者は、第5条の業務が円滑に進められるように、必要な人員を配置するものとする。

(利用形態)

第7条 スケート場の使用に当たっては個人使用を主体とし、専用使用に関しては個人使用に支障がない範囲で認めるものとする。

(利用受付及び調整)

第8条 管理者は、スケート場を利用しようとする者に対し、利用申請を行わせなければならない。

2 個人利用に関しては、隨時、事務所にて備付けの利用申請書への記入を受け付けるものとする。

3 専用利用に関しては、あらかじめ利用計画書の提出を受け付け、個人利用に支障とならないよう調整を図るとともに、専用利用する施設名及び日時を事務所内掲示板、旭川市公共施設予約サービス、指定管理者のホームページ等により周知する措置を講ずるものとする。

(使用料)

第9条 施設の使用料は、旭川市都市公園条例第18条第4項に基づき徴収するものとする。

(利用者等への厳守事項)

第10条 施設利用者等に対し、次の各号に掲げる事項を厳守させなければならない。

- (1) 危険物及びペット類を持ち込まないこと。
- (2) 建物及び備品等を破損又は滅失させないこと。
- (3) 運動に適した服装で運動を行わせること。
- (4) 定められた場所以外で飲食及び喫煙させないこと。
- (5) 食物等の持ち込みによるごみは、持ち帰らせること。
- (6) 定められた場所以外に立ち入らせないこと。
- (7) 利用時間を守らせること。
- (8) 係員の指示に従わせること。

(その他)

第11条 その他必要な事項については、旭川市と指定管理者で協議を行いその都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月15日から施行する。

花咲スポーツ公園馬場管理要綱

令和8年1月改正

旭川市土本部公園みどり課

花咲スポーツ公園馬場管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、花咲スポーツ公園馬場（以下「馬場」という。）の適正な管理運営を図るため必要な事項を定めるものとする。

2 管理運営に当たっては、旭川市都市公園条例（昭和32年旭川市条例第22号）、同施行規則（昭和33年旭川市規則第9号）、都市公園非公募グループ管理業務仕様書によるものほか、この要綱に定めるものとする。

(馬場概要)

第2条 主な施設は、次のとおり。

(1) 馬場

- ア 屋外馬場 4, 950 m² 砂深15cm
- イ 屋内馬場 鉄骨造一部2階建 延面積1, 225 m²
 - (ア) 馬場 800 m² 砂深50cm
 - (イ) きゅう舎11頭分
 - (ウ) 指導員室、事務室、便所、更衣室、控え室、ギャラリー

(2) 屋外馬洗い場、屋外たい肥場

(開場期間及び時間)

第3条 馬場の開場期間及び時間は、1月5日から12月29日までの午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休場日)

第4条 馬場の休場日は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 毎週月曜日とする。ただし、当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の時は、その翌日とする。
- (2) 前項の規定にかかわらず市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(業務内容)

第5条 業務内容は、都市公園非公募グループ管理業務仕様書によるほか、次のとおりとする。

- (1) 施設利用の受付、相談及び利用方法のアドバイスに関する事。
- (2) 行事開催に関する事。
- (3) その他必要な事項に関する事。

(人員の配置)

第6条 管理者は、第5条の業務が円滑に進められるように、必要な人員を配置するものとする。

(利用形態)

第7条 馬場の使用に当たっては個人使用を主体とし、専用使用に関しては個人使用に支障がない範囲で認めるものとする。

(利用受付及び調整)

第8条 管理者は、馬場を利用しようとする者に対し、利用申請を行わせなければならない。

- 2 個人利用に関しては、隨時、事務所にて備付けの利用申請書への記入を受け付けるものとする。
- 3 専用利用に関しては、あらかじめ利用計画書の提出を受け付け、個人利用に支障とならないよう調整を図るとともに、専用を利用する施設名及び日時を旭川市公共施設予約サービス、指定管理者のホームページ等により周知する措置を講ずるものとする。

(使用料)

第9条 施設の使用料は、旭川市都市公園条例第18条第4項に基づき徴収するものとする。

(利用者等への厳守事項)

第10条 施設利用者等に対し、次の各号に掲げる事項を厳守させなければならない。

- (1) 危険物及びペット類を持ち込ませないこと。
- (2) 建物及び備品等を破損又は滅失させないこと。
- (3) 運動に適した服装で運動を行わせること。
- (4) 定められた場所以外で飲食及び喫煙させないこと。
- (5) 食物等の持ち込みによるごみは、持ち帰らせること。
- (6) 定められた場所以外に立ち入らせないこと。
- (7) 利用時間を守らせること。
- (8) 係員の指示に従わせること。

(その他)

第11条 その他必要な事項については、旭川市と指定管理者で協議を行いその都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月15日から施行する。

花咲スポーツ公園相撲場管理要綱

令和8年1月改正

旭川市土本部公園みどり課

花咲スポーツ公園相撲場管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、花咲スポーツ公園相撲場（以下「相撲場」という。）の適正な管理運営を図るため必要な事項を定めるものとする。

2 管理運営に当たっては、旭川市都市公園条例（昭和32年旭川市条例第22号）、同施行規則（昭和33年旭川市規則第9号）、都市公園非公募グループ管理業務仕様書によるものほか、この要綱に定めるものとする。

(相撲場概要)

第2条 主な施設は、次のとおり。

- (1) やぐら 鉄骨造平家建神明造 64 m²
- (2) 土俵 49 m²
- (3) 管理棟
 - ア 木造平屋建 89.1 m²
 - イ 事務室、選手控室、更衣室、シャワー室、便所、足洗場
- (4) 芝生スタンド 346 m² 900人収容

(開場期間及び時間)

第3条 相撲場の開場期間及び時間は、5月1日から10月31日までの午前6時から午後7時までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休場日)

第4条 相撲場は休場日を設けないものとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、休場することができる。

(業務内容)

第5条 業務内容は、都市公園非公募グループ管理業務仕様書によるほか、次のとおりとする。

- (1) 施設利用の受付、相談及び利用方法のアドバイスに関すること。
- (2) 行事開催に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(人員の配置)

第6条 管理者は、第5条の業務が円滑に進められるように、必要な人員を配置するものとする。

(利用形態)

第7条 相撲場の使用に当たっては個人使用を主体とし、専用使用に関しては個人使用に支障がない範囲で認めるものとする。

(利用受付及び調整)

第8条 管理者は、相撲場を利用しようとする者に対し、利用申請を行わせなければならない。

- 2 個人利用に関しては、隨時、事務所にて備付けの利用申請書への記入を受け付けるものとする。
- 3 専用利用に関しては、あらかじめ利用計画書の提出を受け付け、個人利用に支障とならないよう調整を図るとともに、専用利用する施設名及び日時を旭川市公共施設予約サービス、指定管理者のホームページ等により周知する措置を講ずるものとする。

(使用料)

第9条 施設の使用料は、旭川市都市公園条例第18条第4項に基づき徴収するものとする。

(利用者等への厳守事項)

第10条 施設利用者等に対し、次の各号に掲げる事項を厳守させなければならない。

- (1) 危険物及びペット類を持ち込ませないこと。
- (2) 建物及び備品等を破損又は滅失させないこと。
- (3) 運動に適した服装で運動を行わせること。
- (4) 定められた場所以外で飲食及び喫煙させないこと。
- (5) 食物等の持ち込みによるごみは、持ち帰らせること。
- (6) 定められた場所以外に立ち入らせないこと。
- (7) 利用時間を守らせること。
- (8) 係員の指示に従わせること。

(その他)

第11条 その他必要な事項については、旭川市と指定管理者で協議を行いその都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月15日から施行する。

公園内駐車場管理要綱・細則

令和8年1月改正

旭川市土本部公園みどり課

公園内駐車場管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公園内駐車場（以下「駐車場」という。）の適正な管理運営を図るため必要な事項を定めるものとする。

2 管理運営に当たっては、旭川市都市公園条例（昭和32年旭川市条例第22号）、同施行規則（昭和33年旭川市規則第9号）、都市公園非公募グループ管理業務仕様書によるものほか、この要綱に定めるものとする。

(目的)

第2条 駐車場の使用効果を高めると共に、公園利用者の利便を図ることを目的とする。

(名称及び位置)

第3条 駐車場の名称及び位置は下表のとおりとする。

名 称		位 置
常磐公園	美術館側駐車場	旭川市常磐公園
	図書館側駐車場	旭川市常磐公園
花咲スポーツ公園	体育館国道側駐車場	旭川市花咲町5丁目
	体育館馬場側駐車場	旭川市花咲町5丁目
	スタルヒン球場側駐車場	旭川市花咲町2丁目
	軟式野球場側駐車場	旭川市花咲町1丁目
	テニスコート側駐車場	旭川市花咲町1丁目

(管理運営)

第4条 指定管理者（以下「管理者」という。）は、駐車場の管理運営に関する細則に基づき管理運営の円滑化を期すものとする。

(駐車場の使用期間及び使用時間)

第5条 駐車場の使用期間及び使用時間は別に定める。

(駐車場の利用者)

第6条 駐車場の利用者は公園利用者に限るものとする。ただし、旭川市（以下「市」という。）が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(使用料)

第7条 駐車場の使用料は無料とする。ただし、駐車場を駐車の目的以外の使用の使用許可をした場合は、その使用に係る公園使用料は市が徴収する。

(駐車場内の盗難及び事故等)

第8条 駐車場内の盗難及び事故等については、管理者は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第9条 その他必要な事項については、市と指定管理者で協議を行いその都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月15日から施行する。

公園内駐車場管理に関する細則

(目的)

第1条 公園内駐車場管理要綱第4条により管理運営等に関する事項を定め公園内駐車場（以下「駐車場」という。）の利用の円滑を図る。

(運営管理)

第2条 駐車場の管理運営は、指定管理者（以下「管理者」という。）が行うものとする。

(駐車場の使用期間及び時間)

第3条 駐車場の使用の期間及び時間は下表のとおりとする。

駐車場名		使用の期間及び時間	
		期間	時間
常磐公園	美術館側	4月1日から3月31日まで	(駐車場整理員常駐) 午前9時から午後5時まで
	図書館側		(駐車場整理員常駐) 4月1日から10月31日まで 午前8時30分から午後8時まで 11月1日から3月31日まで 午前8時30分から午後6時まで
花咲スポーツ公園	体育館国道側	4月1日から3月31日まで	(開閉なし)
	体育館馬場側	4月1日から3月31日まで	(開閉なし)
	スタルヒン球場側	4月20日から10月20日までの球場使用日のみ	球場使用時間のみ
		12月20日から2月末日まで	スケートリンク開設期間 午前10時から午後8時まで (開閉なし)
	軟式野球場	4月20日から10月20日まで	午前5時から午後9時まで (開閉なし)
	テニスコート側	4月20日から10月20日まで	午前5時から午後9時まで (開閉なし)

※ 常磐公園駐車場については、令和8年度に駐車場整理員の常駐配置数の変更を予定している。

2 前項の規定にかかわらず市長が特に必要と認めたときは、使用の期間及び時間を変更することが出来る。

(駐車場の使用)

第4条 駐車場を利用できるものは、公園利用者のみとし、利用時間はその公園利用時間とする。

(駐車場の整理)

第5条 駐車場内での車両の整理等は行わないものとする。ただし、駐車場が混雑し、車両の整理等を必要と判断するときは、これを行うものとする。

(駐車場の整理等を必要とする者)

第6条 駐車場の混雑する原因が、特定の公園利用者である場合は、その公園利用者が駐車場の整理等を行うものとし、それ以外は管理者が行うものとする。

(駐車場の規模)

第7条 駐車場の駐車台数は下表のとおりとする。

駐車場名		駐車台数			備 考
		乗用車	バス	身障者用	
常磐公園	美術館前通	38台	3台		
	図書館前通	71台		6台	
花咲スポーツ公園	体育館国道側	281台	11台		
	体育館馬場側	68台			
	スタルヒン球場側	74台			
	軟式野球場側	107台			
	テニスコート側	109台			内8台軽車両